

令和5年 築上町教育委員会（3月定例会）議事録

1. 日 時 令和5年 3月10日（金） 午後2時00分開会
2. 場 所 築上町役場 本庁 3-1, 3-2 会議室
3. 出席委員 麥田 猛美 教育長職務代理者、折本 美佐子 委員、茅田 香 委員、
小林 正尚 委員、久保 ひろみ 教育長
4. 欠席委員 な し
5. 傍聴者 1 名
6. 事務局出席者 鍛冶 孝広 学校教育課長、尾座本 三雄 生涯学習課長、
岡部 勇佑 学校教育係長、藤江 崇 学校整備係長、
野村 仁資 スポーツ振興係長、城山 琴美 図書館係長
宮内 智久 指導主事、榎 憲治 指導主事、
毛利 克裕 地域活動指導員

午後2時00分開会

7. 会議内容
 - (1) 開 会
 - (2) 教育長あいさつ
 - (3) 前回議事録の承認
 - (4) 教育長報告
 - 報告1 教育長会議報告
 - 報告2 教職員の人事異動内示について【非公開】
 - (5) 事務局報告
 - 報告3 築上町義議会3月定例会の報告について
 - 報告4 指定校変更申請について【非公開】

報告 5 指定校変更解除申請について【非公開】

報告 6 区域外就学許可について【非公開】

報告 7 不祥事再発防止に向けた取組について

報告 8 指導主事報告

(6) 議 事

議案第 3 号 築上町学習等供用施設に関する補助金交付要綱の一部改正について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、議事の進行をいたします。

議案第 3 号 築上町学習等供用施設に関する補助金交付要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（尾座本 三雄君） それでは、私から説明させていただきたいと思います。

まず、今回の改定理由なんですけれども、こちらのほうは築上町学習等供用施設の中で借上げ料、原材料支給というところで、そういった項目で一部こういったものが出来るのかというのが明記されてなかったという部分がございますので、今回改めて明記をさせていただいています。

また、消費税につきましても含まれるのか、含まれないのかというところが明記されていなかったもので、その辺も含めて明記させていただいております。

そして、表につきましては追加ということで、こちらのほう、告示の内容について説明させていただいております。まず、第 2 条第 7 号中、借上げ料の次に等を加えるということで、これにつきましては借上げ料とは別に、損料というものがありますので、等という形で追加をさせていただいております。

そして、第 3 条中になりますけれども、費用の次に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税及び地方消費税を含むということを加えまして、こちら消費税についての消費税を含むという形で、費用については消費税を含むという形で明記をさせていただいております。

そして、表を追加したことにより、同条第 5 号中の別表を別表第 1 という形に変えて、第 4 条中第 2 項の後段に、補助対象は別表第 2 に定める費用とするということで、別表第 2 を追加したということで、別表については別表第 1、そして別表 2 を追加したという形で、今回の改正を議案として提出させていただいております。

新旧対照表で見てもらった方が分かりやすいかなということで、第 2 条の部分については、（第 7 号）のところに等がつくという形です。第 3 条につきましては、費用の部分に消費税を含むという文言を追加します。第 5 号につきましては、別表が 2 つになりますので、別表の 1 という形で表記させていただいて、次に第 4 条につきましては、別表第 2 を新たに追加した関係で補助対象は別表第 2 に定める費用とするという文言を追加させていただいております。そして、別表第 2 につきましては、補助対象となる原材料、借上げ料、損料、そしてその対象となる内容を

個表として整理をさせていただいております。以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、築上町学習等供用施設に関する補助金交付要項の一部改正について、課長の方から説明をさせていただきました。事前配付はさせてもらったところですが、質問等がございましたらどうぞ出していただきたいと思います。

特にございませんか。新旧対照表の方が見やすいかなとは思いますが、変更点等、確認できましたでしょうか。よろしいですか。

それでは、この議案３号については御意見等がございますでしょうか。

○生涯学習課長（尾座本 三雄君） 項目で補助対象経費の原材料とか借上げ料とか損料というのは、どういったものが該当するかというのをつけ加えたということと、あと消費税について含むか含まないかを明言したというところが主な改正点になっております。

○教育長（久保 ひろみ君） 特に御意見等はございませんか。それでは、議案第３号築上町学習等供用施設に関する補助金交付要項の一部改正について、御承認いただけるという方は挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） 挙手多数です。議案第３号については承認されました。

議案第４号 築上町集会所に関する補助金交付要綱の一部改正について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは続いて、議案第４号 築上町集会所に関する補助金交付要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（尾座本 三雄君） それでは、議案第４号について説明いたします。

こちらで改正の内容としましては、先ほどの築上町学習等供用施設に関する補助金の一部改正と全く同じになっております。新旧対照表の方で御説明をさせていただきますけれども、こちら第２条第７号に借上げ料のところに等をつけ加えるということになります。

そして第３条のところですが、費用の後に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税及び地方消費税を含むという文言をつけ加えます。

そして表の方は、別表第２を追加した関係で別表となっているものを別表第１、そして第４条の方で、補助対象は別表第２に定める費用とするということで別表の方を追加しております。

内容につきましては、先ほど説明した内容と一緒にございます。以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） 第４号につきましても、第３号と同じように別表を付け加えるというところがございますが、委員の皆様方御質問等ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

同じ内容でございますが、意見はありませんか。

それでは、議案第４号 築上町集会所に関する補助金交付要綱の一部改正について、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） 挙手多数です。それでは第４号については御承認いただいたということで、改正をいたします。

議案第５号 築上町適応指導教室設置要綱の一部改正について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、議案第５号 築上町適応指導教室設置要綱の一部改正について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 築上町適応指導教室設置要綱の一部改正についてですが、こちらについては令和５年４月１日から適応指導教室、あおぞら教室を教育支援センター、あおぞら教室と名称を改め、一人一人の社会的自立を目指し、さらに取組を充実させることといたします。

この改正については、文部科学省の方から既に通知が出ておりまして、不登校児童生徒への支援の在り方についてという通知を受けて改正するものでございます。教育支援センターには、通所希望児童生徒の支援だけでなく、通所を希望しない児童生徒への支援など、不登校児童生徒への支援の中核になることが期待されております。社会において自立的に生きる基礎を養うなど、各個人の有する能力を伸ばすような支援の在り方を今後検討してまいりたいと思います。

今回、名称の変更が主でございまして、目的等は、文言を変更している部分はございますが、所在地、それから通所に係る手続等に関しましては、今までどおり変更はございませんので、入室という言葉を通所というふうに改めて、変更内容が、細々していますので、また新旧対照表で御確認いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、築上町適応指導教室設置要綱の一部改正について説明があったところですが、これは名称の変更が主でございます。これまで議会等でも、この適応指導教室という名称について、色んな御意見も頂いてきたところで、文科省から示されたところでも教育支援センターということで、この周辺の市町でも、徐々にこの名称が変わってきているところでございまして、今回この要綱の一部改正ということで議案として提出させていただいておりますが、委員の皆様方、ご質問等ございませんでしょうか。

○教育委員（麥田 猛美君） あおぞら教室の呼称は残すのですか。

○学校教育係長（岡部 勇祐） はい。それと、目的ですが、これまでは学校への復帰ということが主でございましたが、今後は、もちろんそれもあるんですけど、それだけではなくて社会的な自立というところについても、広げています。

○教育委員（小林 正尚君） 今までも、この改正後の第１条ですが、そういう内容も含めて取り組みをしてきておりますので、そういった意味でも名称変更ということで、より広範囲な、きめ細やかな指導も考慮していくという形で良いのではないかと思います。

○教育長（久保 ひろみ君） 他の委員さん方がでしょうか。名称を変える、広く子供たちの

一人々の良さや可能性を生かせるというようなところで、名称変更という、今回、議案を提出させていただいておりますが。特に御意見等はございませんでしょうか。

○折本委員（折本 美佐子君） 中身がさらに充実していくということですので、私は良いと思いました。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、議案第5号の築上町適応指導教室設置要綱の一部改正について、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） 挙手多数です。承認いただきました。ありがとうございます。

議案第6号 築上町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて、議案第6号 築上町教育委員会事務局組織規則の一部改正について提案をお願いいたします。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 資料は、タブレットの30ページ、最後の新旧対照表を御覧ください。教育委員会の事務局組織規則については、教育委員会事務局の組織体制と分掌事務を規定している規則ということになってございます。報告事項の中で報告をいたしました但、不祥事再発防止に向けた取組について、その一環として、今回、規則の改正を行うものでございます。

内容としては、先ほど来、お話をしておりますように、来年度以降、教育委員会部局での大型事業、図書館建設事業、それから小中一貫校建設事業、そういう大型事業が始まるということで組織体制の見直しを行うということでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいんですが、今まで学校教育課内に、右の旧のほう、学校整備係、係を設置をしておりました。ここで主に、小中一貫校に関する事務を行ってきたわけですが、それとあと、図書館については、そこに記載しておりませんが、生涯学習課の係のほうで、係のレベルで実施をしてきたということで、今回、来年度から始まります大型事業に備えて、左の新を御覧いただきたいんですが、教育施設整備室、室を設置するということです。その中に、教育施設整備係を置くということで、そこで教育施設、学校施設、社会教育施設、図書館、小中一貫校の建設事業を担っていくということでございます。

最後のページに分掌事務を記載をしております。教育施設整備に係る計画の策定及び調整に関することからずっと、6点ほど分掌事務を記載しております。

室ということで、室長については、恐らく課長級が配置をされるんじゃないかなと思います。あと、それ以下の係の配置については、まだ未定ではございますが、それなりの人数の人員配置をしてほしいということで、教育長のほうから町長のほうに申出をしているということでございます。

説明については以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま議案第6号の築上町教育委員会事務局組織規則の一部改正ということで新しい、教育委員会が今までは生涯学習課と学校教育課がありまして、八津田小学校等の建設に当たっては、学校教育課内の係で対応していましたが、先ほど来言っていますが、色んな不祥事等も起こっておりまして、やはりチェック体制、チェックが出来る組織体制が整備出来ていなかったという反省のもとに、新たに室を設けさせていただきたいということで、今回、事務局の組織規則の一部改正について提案をさせて頂いておりますが、質問、御意見等がございましたら、お願いします。

○教育委員（折本 美佐子君） 先ほど来の不祥事のことですけれども、それを受けて、今回、改めて室を設けるということで、先ほどの文章にも、今後、図書館の建設も控えているということで、外部の専門的な知見を入れるということで書いてありましたが、もちろん専門でないと分からないこと、資材とか材料とかあると思いますが、専門の機関も、私は素人ですから分からないですけれども、教育委員として、さらに町民の一人として、やはり信頼の出来るところを選んでいただけたらと思います。大きいお金が動きますし、前回のことで町民からの不信感も多分あると思います。やはり、もちろん私が言わなくても、教育長はじめ、皆さん気を引き締めていると思いますが、教育委員会が1つになって、良いものが出来るように前回の反省を踏まえて、お金が無駄にならないように。やはり町民の税金であるということですよ。それをやはり、いま一度、皆さんで心に留めて大事にしなければいけないと思います。私も気がついたことがあれば、今後意見させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。他の委員さんも、どうぞ御意見があれば出していただきたいと思います。

教育委員会の中でもチェックが不十分ではなかったのかという様なことが、かなり御意見が出てきたところですけど、やはり1つの仕事を係長の次、課長だけというチェック体制ではなくて、もう少しいろんな角度からチェックが出来るように。そして、なおかつ、建設に伴う大型事業で、その建設に当たる者がそこに専念出来るような環境を作っていかなければならないのではないかとということで、この度、教育委員会内に教育施設整備室という専門の部署を創って、そこで徹底して建設のほうに当たっていく体制づくりをするとともに、教育委員会、2課1室体制になりますので、それぞれもう1つそこにチェックが出来るのではないかとというふうに考えての提案でございますので、委員の皆さん方の今のお気持ちであるとか、ぜひお聞かせ願えればありがたいなと思っております。小林委員、お願いします。

○教育委員（小林 正尚君） 去年まで一緒に同じ場所に2年間いて、仕事を遠目に見ていたんですけど、やはりなかなか集中が難しい、これをしていたら次々に電話がかかってきたりということがありました。色々煩雑になるというんですかね、そういうことがあるんじゃないかなと思

ますので、このように集中して、きっちり集中して出来る環境を整えていくというのは、ミスの防止、そういうのにも繋がっていくんじゃないかなと思いますので、自分は賛成です。

○教育長（久保 ひろみ君） 茅田委員。

○教育委員（茅田 香君） 私も大きな事業をするに当たって、専門のチームを創るというのは賛成ですし、生涯学習課と学校教育課、そしてまた教育施設整備室、全部が協力出来る、やはりそういうことも必要かなというふうに思います。お願いします。

○教育長（久保 ひろみ君） 麥田委員。

○教育委員（麥田 猛美君） 不安があります。何が不安かという、プラスアルファでこれだけの人材が出来るわけではないでしょう。今ある人員の中から振り分けていくような発想になるのか、新規に雇うのかでまた違うし、専門的な知識を持った方がどれだけいらっしゃるかわかりませんが、その辺の不安です。人材育成も不安だし、今ある人員の中でこれに対応していくなかで、人員が不足しているわけですからね。その辺が不安です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。私どもも今の体制の中から、この室の人員を捻出するというのは非常にやはり難しいと考えています。一番はもちろん、教育委員会の中から考えておりますが、町長部局との話の中でお願いをしているところは、教育委員会の中だけではとても難しいというところで、全庁的に考えた人事異動をずっとお願いしています。この教育委員会で承認されましたら、正式に依頼しますが、内々にもやり取りはさせてもらって、教育委員会の中だけでこれを新たに創るというのは、はっきり難しいということもお伝えしているところでございます。

あと、専門的な部分に関しては、専門家が何人もここに来るというのはなかなか難しいところがあります。県の技術センター等の指導等も頂くようなことを、今、考えているところです。貴重な御意見ありがとうございました。

では、議案第6号、築上町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、御承認いただける委員さんは、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。挙手多数でございます。議案第6号については承認されました。ありがとうございました。

議案第7号 築上町図書館条例施行規則の一部改正について

○教育長（久保 ひろみ君） では、続いて、議案第7号 築上町図書館条例施行規則の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

○図書館係長（城山 琴美君） 城山です。議案第7号について御説明いたします。

議案第7号は、築上町図書館条例施行規則の第5条と第8条の様式の変更についてです。

まず1点目なんですが、資料は追加資料になります。新旧対照表を見ていただくと分かりやすいのではないかなと思うんですが、変更点があって、第5条、利用券の様式の変更と、第8条、貸出し文庫の申請書の様式の変更になります。

まず、第5条の利用券の様式の変更ですが、現在使っている利用券は、平成21年度に作成したものをずっと使っております。今回、残りが少なくなったために新たに発注しようと考えているのですが、表面と裏面がございまして、表面に今、住所と氏名を書く欄がございます。図書館の住所と、あと図書館名が書いてあるんですが、実際、その住所を確認するというのは、築上町内の方なのか、それとも広域で連携をしている方なのかと確認をするためだったと思うんです。現在は電算で管理をしております、バーコードを読み取ったら、その方が町内の方なのか、それとも広域利用の方なのかということが把握が出来ますし、個人情報でもありますので、住所の記載は必要ないのではないのかなということが変更理由です。

また、裏面に関しましては、現在のところは貸出し冊数であったり、開館日、開館曜日、閉館の曜日、貸出し冊数、あと更新期限が何年間ですよという記載があるんですが、ここはもう申請書を持ってこられた時に利用案内をお渡ししております、図書館の移転も見通してこの利用券を使うかどうかは分かりませんが、その時に使える状態にしておくために、裏面の数字の入っているところは削除して、作成したいと考えております。

実際のところ、平成21年度に作って、その後に4か所も修正がございまして、その都度、上から貼って修正をしてという作業もしておりますので、そういったことを考えまして、もう必要最小限のところで作成したいと考えております。

次に、8条関係なんですが、貸出し文庫の申請の様式です。

貸出し文庫は、現在のところは各学校、小学校8校に学校文庫として配本をしている申請書になります。実際の現況と合っていない形になっております。必要とするところが、どんな団体が何冊、期間がどれくらいで、対象人数はというところを知りたいところなんですが、現在のところの様式はそういったところが把握出来ないの、様式を変更したいため提案しました。

現在、配本を行っているのは、先ほど言った小学校8校と、今年度から放課後児童クラブ3団体になっております。これから先も他に町内の公共施設であったりとかを増やしていきたいと思っておりますので、それに対応できる様式に変更したいと思っております。

以上になります。御審議よろしく願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、ただいま築上町図書館条例施行規則の一部改正についてということで、利用券の変更、それから貸出し文庫の登録申請、その変更が出ているようですが、この議案について質問はございませんか。お願いします。

○教育委員（麥田 猛美君） 本に親しむ利用券なので、出来たら見て扱ってみたい、持ってお

きたいなと思えるようなデザインにはならないですか。ちょっと硬いと思います。何か法律の本か何かを借りるような造りになっているじゃないですか。ちょっと持っていたらうれしいとか、他所の町にちょっと自慢してみるとか、このままじゃちょっと自慢出来んなど、私は個人的に思うから、もっと楽しめるようにならないですかね。専門家がいっぱいいらっしゃるからどうにでもなるんじゃないかと思いますが、意見です。

○図書館係長（城山 琴美君） ありがとうございます。新しい図書館を開館する時に、新しい利用券のデザインを考え、変更したいなと思っておりまして。なので今回は、この3年、4年ぐらいの間に使っていただく枚数で考えておりまして、新しい図書館になった時にデザインを一新という形で考えております。

○教育委員（麥田 猛美君） もう今の時期から、温めて楽しむほうが僕は良いと思う。突然じゃなくて、じわじわと盛り上げていくほうが筋じゃないかなと個人的には思っています。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。せっかくの新しい利用券をということで貴重な御意見を頂いたところですが、本当に、タイミングもいつが良いのかというようなことも、考えていく必要があるのかなというのを委員の意見を聞いていて、そう思ったところですが、他の委員さん、いかがでしょうか。茅田委員、お願いします。

○教育委員（茅田 香君） 今度、新しい図書館が出来たらと、言われていたんですけど、一新されるということですね。このカードではないということですね。

○図書館係長（城山 琴美君） これから協議していく形になろうと思うんですが、事務的なことを考えると、今お持ちの方が、例えば、この新しいカードを作り替えた時に、有効期限が今3年間になっておりますので、新しい図書館が出来たら、全員新しくというのは、なかなか事務量の関係で難しいのではないかなと考えておりまして、更新時期が来たら新しいカードに切り替えていく、順次、変えていく様な形が良いのではないかと考えておりまして、それで、新しいカードは新規の方、そして継続している方はそれを使っていただいて、更新の際に新しいカードに切り替えるという形でどうだろうかという案ですけど、私の中では思っております。

○委員（茅田 香君） 更新をした時に、3年後に更新した時には、今持っているカードは新しくなるんですか。そのまま引き続き使うのですか。

○図書館係長（城山 琴美君） 3年後の更新の時に新しいカードにさせていただこうと。それもちょっとこれから協議になりますが。今色んなカードがまだ残っている状態なので、この一本に出来れば良いのではないかと考えております。

○教育長（久保 ひろみ君） 他の方は。御意見、御質問、併せて結構でございますが、大丈夫でしょうか。

○教育委員（折本 美佐子君） 個人的な意見です。図書館が新しくなるいうところに併せてと

ということも一つだと思うんですが、個人的には麥田先生と全く一緒に、事務のことが分からないので、大変かとは思いますが、カードだけは新しくなっているのも良いんじゃないかなと、わくわくするようなと思いました。

○教育長（久保 ひろみ君） 確認ですけど、今回、変える視点というのは、住所を今までは入っていたものを、入れなくてもバーコードで読み取れるから入れないということですね。そして、裏側に色んな曜日とか、日にちとか書いている部分を最小限にするということですよ。今のカードをその状態に、バージョンアップしておきたいという提案ですよ。

○図書館係長（城山 琴美君） 実は、ちょっと枚数が、残りが本当に少なくなっておりまして、今からデザインまでとちょっといかないところもありまして。

○教育委員（麥田 猛美君） もう一言言わせてください。私はもう小さい子どもいませんし、自分が使うぐらいですが、もし子どもがいたら、自分の子どもに持たせてみたいと思うようなやつぱり売りがないと、と僕は思っています。あなた、良いの持ってるね。では、いっぱい使おうかねという気持ちになるようなふうにしたほうが図書館に対する導きがうまくいくんじゃないかなと思います。堅いんですよ、これ、そういう意味では。

○教育長（久保 ひろみ君） そういう意味からすると、今委員さん達からも、意見を頂いているんだけど、ストックがないという中で、少しずつ変えていけるのかどうか、今の形のまま、こうしとかないといけないのか、その辺の事情が、図書館のほうの事情があらうかと思いますが、どんなですかね。

○図書館係長（城山 琴美君） 今の残りが、6月ぐらいまで持ったらいい、持つかないところですよ。なので、本当に残りが、枚数が少なくなっているんで、今の形のまま増刷する、発注するということですね。

○指導主事（宮内 智久君） 新しい図書館カードになると、I Cチップとか埋め込んだり、新システムに対応するわけでしょう。それをかざしただけで、本を借りられる、行橋市みたいにするならば、とりあえず今のものを作りましょうということですよ。どういうシステムにするかまだ分からないんだけど、つなぎの段階だけ、これを作りましょうというお話ですよ。

○図書館係長（城山 琴美君） そうですね。はい。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいですかね。今委員さん方が言われている部分を、少し入れ込みながら再提案ができるのかどうかというのを検討できますか。

○教育委員（麥田 猛美君） もう1点良いですか。いずれ変えていくということであれば、結局、子ども中心に考えないといけないと思うから、子どもにデザインを考えさせるとか、色んな取組もあらうかと思うんですね。時間をかけるのであれば、そういうのも考えて。今の築城中学校の校章は、子どもが考えたんですよ。だから、これをきっかけに本に興味を持ってもらおうという

のが一番の目当てにするというけれども、やはりそうじゃない人にももっともっと広げていくということであれば、そういう募集をかけるとか、広めていくことの根本にそれがあれば良いなと思っています。

○教育長（久保 ひろみ君） 今まさに委員さんのほうから色々意見が出ていて、もうちょっと検討したほうが良いのではないかなと思いますので、委員さん、どうでしょうか、今決めてしまうというところよりもよく検討したほうが良いと思いますので、議案第7号については、継続審議にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 今、御意見頂いておりますので、また委員さん方の意見も出していただいて、次回、また検討し直してということによろしいですかね。では、議案第7号築上町図書館条例施行規則の一部改正については、継続審議ということで、また次回以降の教育委員会の中で意見を頂いて、また再提案をするという形にさせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

議案第8号 築上町指導主事の任命について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、議案第8号 築上町指導主事の任命についてということで、指導主事の先生はちょっと席を外していただきたいと思います。

それでは、議案第8号 築上町指導主事の任命について、事務局のほうから提案をお願いいたします。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 指導主事の任命について、資料は、今日は議案資料の当日配付ということでお配りをしております。御準備いただければというふうに思います。

指導主事の任命につきましては、築上町指導主事の設置に関する規則で定められております。任命については、指導主事は、教育長の推薦により教育委員会が任命するということになっております。また、任期については、指導主事の任期は、任命の日からその年度の終わりまでとするということで、1年間の任命ということになっております。

今回提案させていただくのは、指導主事、来年度は3名を予定しております。

まず、1ページ開いていただきまして、1名目が宮内 智久さんです。現在の指導主事でございます。もう経歴等は、お目通しいただければというふうに思います。

それから、2名目の指導主事が榎 憲治さんです。榎さんについても現在の指導主事です。再任を提案したいというふうに思います。

それから3名目が、新たに任用を予定をしている寺門 東さんです。寺門さんについては、現在、町立八津田小学校の校長先生ということで、今年度で定年退職される予定になっております。経歴等はお目通しいただければというふうに思います。

以上、3名について、指導主事の任命について提案をさせていただきます。以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、この3名、お1人方ずつ、御承認いただけるかどうか挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

まず、1名、最初は宮内 智久さん、いかがでしょうか。御承認いただけるでしょうか。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。全員挙手です。

続いて、榎 憲治さんです。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。全員挙手です。

そして、新たにもう1名、来ていただく寺門 東さん、どうでしょうか。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。全員挙手です。

本当に御承認ありがとうございます。この3名の校長経験者の指導主事に御指導いただきながら、本町の教育を充実させてまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

第8号議案については、3名とも御承認いただきました。ありがとうございました。

以上で、議事は終了とします。

（7）協議事項

①令和5年度 地域学校協働活動実施要項（案）について

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 7点目の協議事項です。①令和5年度地域学校協働活動実施要項（案）についてでございます。

○地域活動指導員（毛利 克浩君） 令和5年度 地域学校協働活動実施要項（案）について、協議資料のほうを御覧ください。よろしくお願いいたします。私から説明をさせていただきます。

1番の目的については、今まで地域と共にある学校づくりと、学校を核とした地域づくりという観点から、昨年の末に本町でも、地域学校協働本部設置要綱と協働活動推進委員設置要綱、この2つについて設置をされたところでございます。それにしたがって、本年度から実動的に動いているわけですが、本年度については、組織づくりについて進めてまいりました。また組織については、後ほど説明させていただきます。

そして、来年度、令和5年度につきましては、いよいよ本格活動の実施ということになります。これについては、まだ予算化の許可というか、予算化は今、要求中でございます。そして、正式には、推進委員の任命等々は来年度になりますので、およそこの方針で行かさせていただきたいということを今日御説明をさせていただきます。

2番の方針等、1番、2番については、割愛をいたします。3番目もそうですね。本年度活動

についても例年と変わりませんので、割愛させていただきます。

そして4番目です。体制づくりということです。地域学校協働活動推進委員及び統括推進員の配置ということで、現在、学校から約2名を限度として、協働活動の推進員の推薦者を挙げていただいております。今現在、推進員の推薦者の状況ですけれども、10校中9校でもう決定をしています。1名、ほとんど1名ですけれども、1校だけ2名、そして1校だけまだちょっと協議中ということで、まだお答えを頂いておりません。年度末までには全て推進員の推薦をいただいて、来年度の委嘱に臨みたいというふうに思っています。

そして統括推進委員ですけれども、統括推進員については、設置要綱上は、各、椎田中学校校区、それから築城中学校校区に1名ずつ置くとなっていますけれども、まだ組織自体が固まっておきませんので、それまでは本町の生涯学習課、いわゆる地域活動指導員の私が統括推進員の代役を果たすこととなっていますので、それで来年度は行かさせていただきたいというふうに思っています。

そして2番目の(2)の地域活動協働本部の設置ということで、本部については、設置要綱とともに本部に設置されておりますので、ところどころで今年度の登録状況についてお知らせ、今3月8日、9日現在で登録状況をお知らせをしたいと思います。いわゆる学校運営コミュニティの個人登録の方々が、全部で17名、最近もまた2名入っていただきまして、17名の方々が個人登録として入っていただいております。

それから一番大きな目的である、色んな団体からの登録ですけれども、団体が学校運営協議会を含めまして、今、各学校の学校運営協議会を含めて15団体入っています。15団体でお名前を頂いている人数が150名、そしてお名前を頂いていないというのは、椎田コミュニティクラブが一つ一つの部が分かれていると。その代表者の方のお名前を頂いているのと、その下部の会員の方のお名前を頂いていないんですが、その方々を含めたら、その方々が317名いらっしゃいます。その方々まで、全部総合して、これ延べ人数です。同じ団体で幾つも入っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、全部で460名ぐらいの方が団体登録という形で入っていらっしゃいます。

先ほどの個人のも合わせて、これも延べになりますけれども、480名弱という方々に今、本部自体は、そういう組織になっております。来年度、この方々と一緒に活動していくわけですが、次のページ、2枚目の今後のスケジュールというところを御覧ください。

そこは、令和5年度については、全校で一応各学校の協働活動、色んな梅ちぎりであったり、畑の作業であったりと、色んな協働活動はもちろん始まって、そこに推進員さんがコーディネーターしながら入っていただくという形をとっております。そこについては、推進員の活動については、予算措置の上、活動の報償費に関しては、予算化はしようと思っております。

そして4月は、第1回推進会議を開きまして、そこで推進員の委嘱状を交付いたします。そして各校での活動も4月1日から始まりますので、1年間していただくということで。そして5月に、全体で何かできることがないかということで、事務局のほうでも色々話をしまして、ついこの間、2月に地域、学校の見守り活動をしました。あれが一番、やはり皆さんに呼びかける意味では良いのではないかということで、5月に1回、9月に1回、1月に1回、全町挙げてというか、全会、全本部役員、本部員を挙げての、それとあと他の方の協力者も含めて、全町挙げての見守り活動を実施しようというふうに考えています。そして2月に、第2回の推進会議を開いて、5年度の総括と次年度の活動についてということで、会議を開こうというふうに思っています。

一応、その活動と、あとはもう、個別に一番大切なのは、各学校での活動になってきますので、その各学校の活動については、統括推進員の私が活動があるとき、出来るだけ私のほうで足を向けて、そして回ろうと、全部回れるかどうか分かりませんが、出来るだけ回りながら状況を把握しようというふうに考えております。

以上でございます。何か御意見があれば、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（鍛治 孝広君） 今、地域学校協働活動の来年度の実施要項について説明ありました。御質問等あれば、お願いいたします。

○教育委員（麥田 猛美君） 質問です。中身をあんまりよく見てないから悪いんでしょうけど、（5）の丸の4つ目に、CSの協働活動、カルテというのがあるんです。そういうのも次の機会にまた見せていただきたいのですが。

○地域活動指導員（毛利 克浩君） それは、今そこにあるんですね。皆さんのタブレット、皆さん、見られている教育委員会の中にある、共有というところに、ドライブの中に築上町立小中学校校長・教頭・主幹の共有ドライブというのがございますか。ございませんか。共有ドライブまで上がっていただいて、校長・教頭・主幹の共有ドライブ。教育員さんは、閲覧出来ない様になっているのかもしれませんが。各学校、大体、2つとか3つとか、年間計画の中で活動していただいているものを、私たちでいう指導案みたいなものですがけれども、年間計画みたいなものですがけれども、それを載せていただいて、学校の活動ごとに載せていただいて、それを今、共有ドライブの中に、各学校が誰でも見られるようにしてあります。それを見たら、この学校はこういう活動をしているんだな、この学校はこういう活動を誰と、どんな時期にしているんだなというのが分かるようにカルテをつくっております。以上です。

○学校教育課長（鍛治 孝広君） 他に、御質問ありますか。

○教育委員（茅田 香君） ちょっと質問なんですけど、今後のスケジュールで、見守り活動というのは、以前、1回無線放送でお願いした、あれですね。地域の方、皆さんで、子どもたちが登校するときに見守りをして下さいという、あれですね。

○地域活動指導員（毛利 克浩君） はい。あれを、基本的には、各団体とか個人の方には文書で依頼を出して、そして後は、その方だけではなくて、全町民の方に無線放送で流したという経緯がございます。

その時はちょうど4台に分かれて、生涯学習課の職員でぐるぐる各校区を回ったんですけども、たくさんの方が出ていらっしゃって、たくさん挨拶とか見回り活動をしていただいております。大変ありがたかったです。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） よろしいですか。他はございませんか。

②区域外就学許可について【非公開】

（8）連絡事項

（9）その他

（10）閉 会

午後3時55分閉会
